

第3回 災害時における地下水等活用推進に向けた有識者会議

災害時地下水利用ガイドライン
～災害用井戸・湧水の活用に向けて～
(案)

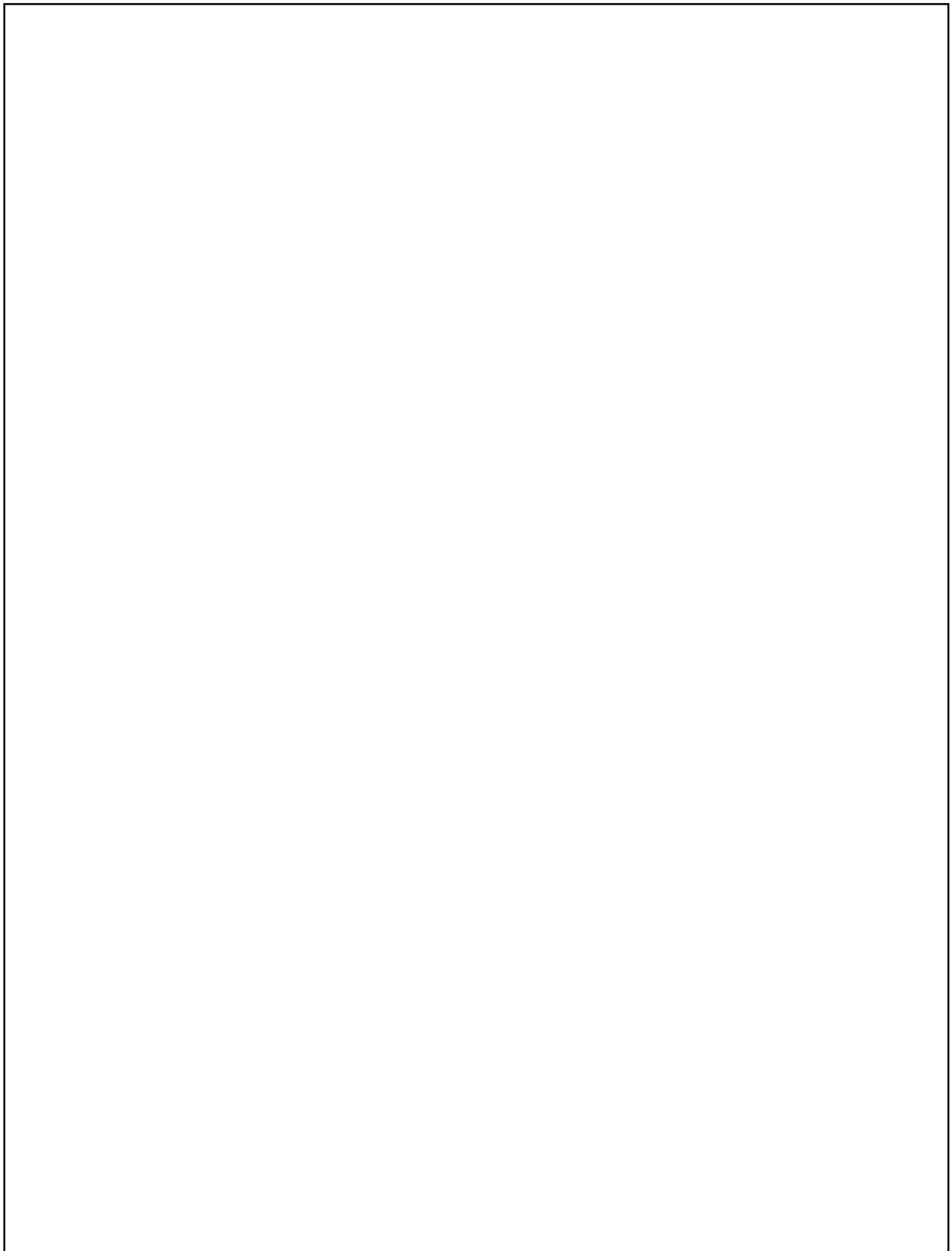
2025年2月

内閣官房水循環政策本部事務局

目 次

はじめに	1
用語の解説	2
災害用井戸・湧水制度 取組の流れ	3
第 1 章 総説	4
1.1 ガイドラインの目的	4
1.2 ガイドラインの適用範囲	5
1.3 留意事項	6
第 2 章 私たちの暮らしと地下水	7
2.1 地下水とは	7
2.2 代替水源としての地下水	9
第 3 章 地下水利用に当たっての事前検討	11
3.1 災害用井戸の配置	11
3.2 既設井戸・湧水等の把握	12
3.3 新設井戸の検討	14
3.4 井戸工事の流れ	16
第 4 章 災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領の策定	18
4.1 取扱要領策定の必要性	18
4.2 登録要件	19
4.3 水質の目安	21
4.4 登録の流れ	22
4.5 登録期間、登録の更新	23
4.6 登録内容の変更、登録の解除	24
4.7 個人情報の公表	25
4.8 取扱要領の策定例	26
4.9 登録協力者の募集	32
4.10 周知（公表）方法	33
第 5 章 利用に当たっての留意事項	34
5.1 平常時の対応	34
5.2 災害発生時の対応	36
第 6 章 その他	39
6.1 地下水マネジメントの必要性	39
6.2 普及推進方策事例	40
6.3 補助制度	41

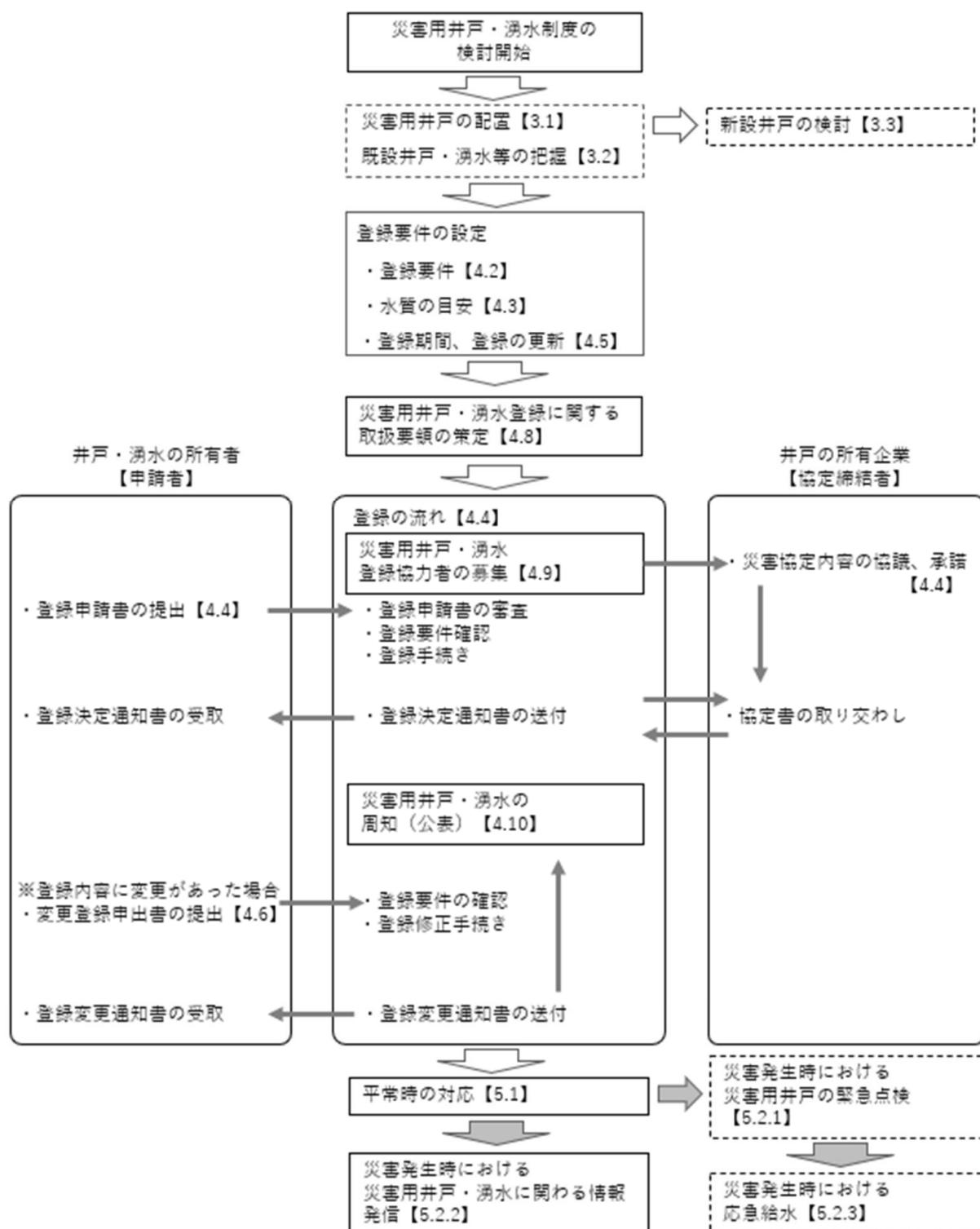
はじめに



用語の解説

災害用井戸	地震等の災害により、広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、これを補完する応急用の飲料水又は生活用水として地域住民に提供する井戸。「災害時協力井戸」、「震災対策用井戸」、「井戸水提供の家」等の特定名称がついているものが多いが、民間企業と井戸水提供の協定を締結することなどにより、災害時の利用を予定している井戸も含まれる。 なお、災害時にのみ利用する水源だけではなく、普段から利用している水源も含めるものとする。
湧水	人工的に井戸を掘り地下水が湧出した自噴井を除き、地下水が自然状態で地表に流出したもの、もしくは地表水に流入するもの。
生活用水	家庭などにおいて、生活を営むために使用する水で、洗濯、風呂、トイレ、掃除等に使用されるもの。
所有者	井戸・湧水の所有者、管理者又は占有者のこと。 なお、占有者から井戸・湧水の登録を申請する場合には、所有者・管理者の承諾を得ることが望ましい。

災害用井戸・湧水制度 取組の流れ



第1章 総説

1.1 ガイドラインの目的

地下水は、生活用水、工業用水、農業用水のほか、消雪やエネルギー源など多様な用途に利用されているなど地域の貴重な資源である。また、令和6年能登半島地震の被災地において代替水源として井戸水や湧水が活用されるなど、災害時における活用についても関心が高まっている。

災害用井戸の取組は、地域の特性、事情等に応じて進めていくものであるが、これから災害用井戸の取組に着手しようとしている自治体の参考となるよう、災害用井戸施策の手順について分かりやすく示すものである。

【解 説】

- ・自然災害が激甚化・頻発化傾向にある中で、断水時の水源確保が喫緊の課題となっている。
- ・地下水は地形地質、土地利用状況等の地域特性に大きく依存しているが、平常時だけでなく災害時にも大変有用な資源である。
- ・公共の水源だけではなく、地域の皆さんに善意の協力をお願いし、日頃から井戸や湧水を使い続ける地域としていくことが、災害時の共助の裾野を広げ（コミュニティー意識の醸成・拡大を図り）、そして災害に強いまちづくりにつながっていくことを期待するものである。

<事 例>

- ・令和6年能登半島地震では、一部の被災地域において、不足する生活用水の代替水源として井戸水や湧水が活用された。



図1- 1 令和6年能登半島地震発災後の井戸利用状況（石川県羽咋市提供）

1.2 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインでは、主に民間所有（個人及び企業）の井戸・湧水を対象とし、公共の水源は民間所有の井戸・湧水に準じるものとする。

また、本ガイドラインにより登録を進める災害用井戸・湧水の使用目的は、主に生活用水（飲用以外の洗濯、風呂、掃除、トイレ等）とする。

【解 説】

- ・災害時には、飲用水は給水車や支援物資のペットボトル等の迅速な支援が見込まれる一方で、特に断水が長期にわたる場合などにあっては、災害後の避難生活において必要不可欠な洗濯や風呂、トイレ等の生活用水の確保が困難となることが想定される。
- ・このため、災害対策としてはこうした事態に備えた代替水源の確保が重要であり、本ガイドラインでは、想定される様々な代替水源のうち、特に汎用性の高い井戸と湧水について、これらを対象とした災害用の事前登録の手順等について定めることとする。
- ・新たに井戸を整備するためには時間や費用を要するため、まずは個人や企業が所有する既設の井戸を対象とする。なお、非常時の応急給水施設から遠い地区など十分な水量が確保できない場合には新設井戸を検討することが望ましい（第3章「3.3 新設井戸の検討」参照）。
- ・これらの災害用井戸・湧水については、上記の趣旨に鑑み、基本的には生活用水向けの利用を目的とするが、水質等の条件が確保される場合には、必要に応じ、飲用向けの利用も差し支えないものとする。

＜対象とする水源＞



図1- 2 本ガイドラインで対象とする水源

1.3 留意事項

本ガイドラインは、既に災害用井戸に関する施策等を行っている自治体の取組を制限するものではない。災害時における代替水源としての活用を検討し、災害時における水源確保に関する仕組みづくりに着手することが大切である。

【解 説】

- ・本ガイドラインは、これから災害用井戸・湧水の活用について検討を始める自治体への支援に加えて、既に自治体が推進している取組の見直しに際して参考となる情報をまとめている。
- ・災害用井戸についての基礎知識や登録までの手順などについての一例を示したものであり、各自治体におかれでは、地域の実情・実態に応じた取組を進めていくことが重要である。
- ・なお、本ガイドラインでは、「災害用井戸・湧水」との呼称を用いているが、呼称の統一を要請するものではない。
- ・また、災害時にのみに限定する水源ではなく、普段から利用している水源も含めて表現している。

第2章 私たちの暮らしと地下水

2.1 地下水とは

日本の地下水利用は、生活用水、工業用水、農業用水等を合わせて約118億m³/年（「令和6年版日本の水資源の現況」より）と推計されており、これは日本国内で使用している水資源の約13%に相当するなど、地下水は私たちの暮らしの中になくてはならない、地域の貴重な水資源となっている。

【解説】

- ・雨や雪が地上に降り、蒸発や直接河川等に流れ出した後、残りが地中に浸透し土や岩の中の隙間に達し、地下水となる（図2-1）。
- ・地下水は目に見えないことから、その存在に気が付きにくい側面がある。その量や質は地域ごとに異なるものの、地表面の下には地下水が存在しており、古来から利用され、我々の暮らしを密接に支えてきた大切な地域資源である。



図2-1 地下水を育む水の流れのイメージ

国土交通省 MLIT channel 【解説】1分でわかる！地下水のはなし

<https://www.youtube.com/watch?v=CiCpF8SzXH8>

<事例>

- ・地下水の使途は多岐にわたり、私たちの生活や産業に欠かせない地域資源となっている。

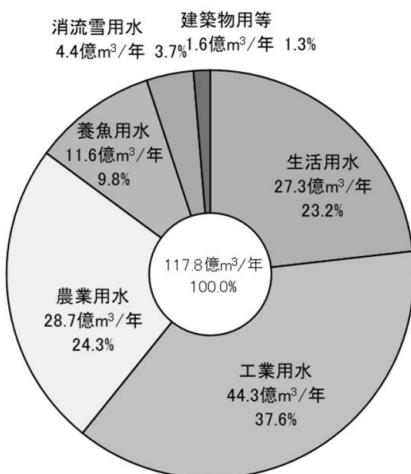


図2-2 地下水利用の用途別割合
国土交通省「令和6年版日本の水資源の現況」より

- 湧水は水循環の過程で地下水が地表（台地の崖下や丘陵の谷間など）に現れたものであり、地域の生態系を支える重要な環境要素であるとともに、古来から人々の生活用水として使われてきた（図2- 3）。
- しかし、今日では、都市化の影響や土地開発に伴う土地利用の変化などから、湧水量の減少や、枯渇、水質悪化などの問題が生じている場合も見受けられる。また、水道施設の普及等によって人々と湧水との直接的な関わりが薄れ、湧水の存在やその重要性に対する認識が希薄化してきている。
- そのような中、令和6年能登半島地震の一部の被災地域では、停電時でも自然状態で地下水が地表に流出する湧水が生活用水として活用された。

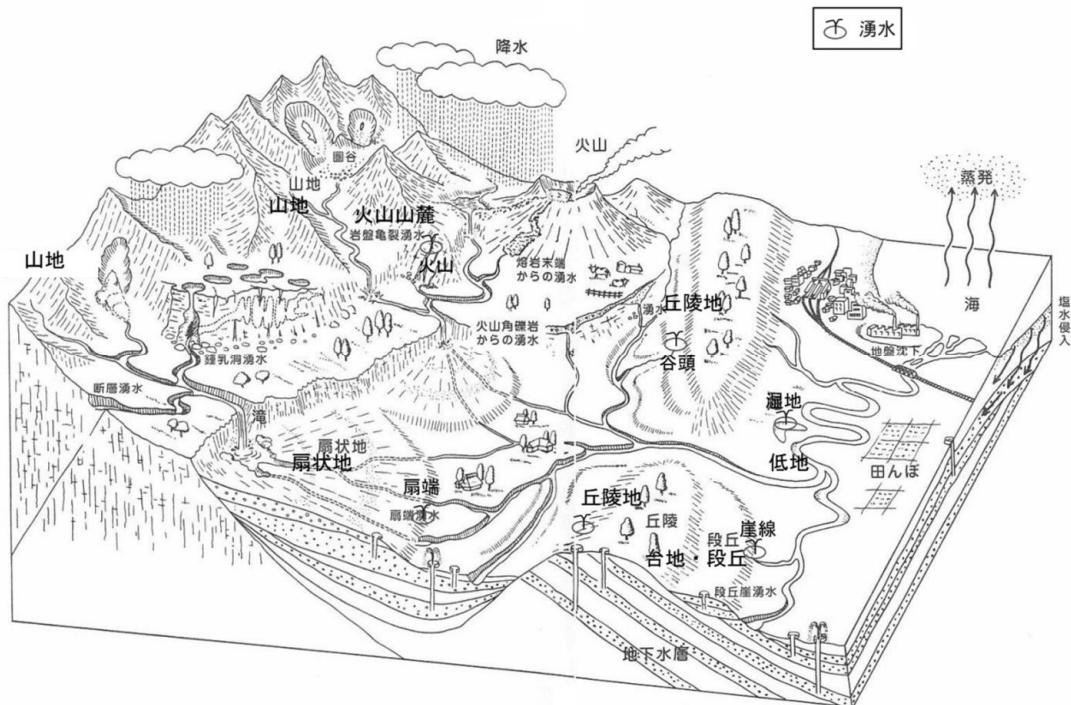


図2- 3 地形別にみられる湧水のタイプ

環境省 水・大気環境局 土壤環境課 地下水・地盤環境室発行「湧水保全・復活ガイドライン（平成22年3月）」より

2.2 代替水源としての地下水

災害時には、水道施設の破損等による断水により、飲用水をはじめ、風呂、トイレ等の生活用水が確保できなくなる恐れがある。特に、大量に必要とされる生活用水は十分な供給まで相当な日数がかかることが想定され、代替水源としての地下水等の活用を検討しておくことが重要である。

【解説】

- ・災害時に水道の断水や避難生活が長期化する場合は、井戸水・湧水等の地下水利用が有効である。
- ・飲用水は給水車や支援物資のペットボトル等の迅速な支援が見込まれる一方で、災害後の避難生活において必要不可欠な洗濯や風呂、トイレ等の生活用水の確保が困難であることが想定され、その必要量は避難生活の長期化に対応して、段階的に増加していくこととなる。
- ・なお、令和6年能登半島地震では、停電の復旧期間に比べ、断水の解消まで相当な期間を要した（図2-4）。
- ・災害時における水源の確保は、南海トラフ地震等大規模災害の蓋然性の高い地域や半島や離島をはじめとする全国の自治体に共通する喫緊の課題であり、代替水源を検討しておくことが重要である。
- ・なお、災害用井戸は災害が発生した際、円滑に利用できるよう、普段から利用していることが望ましい。

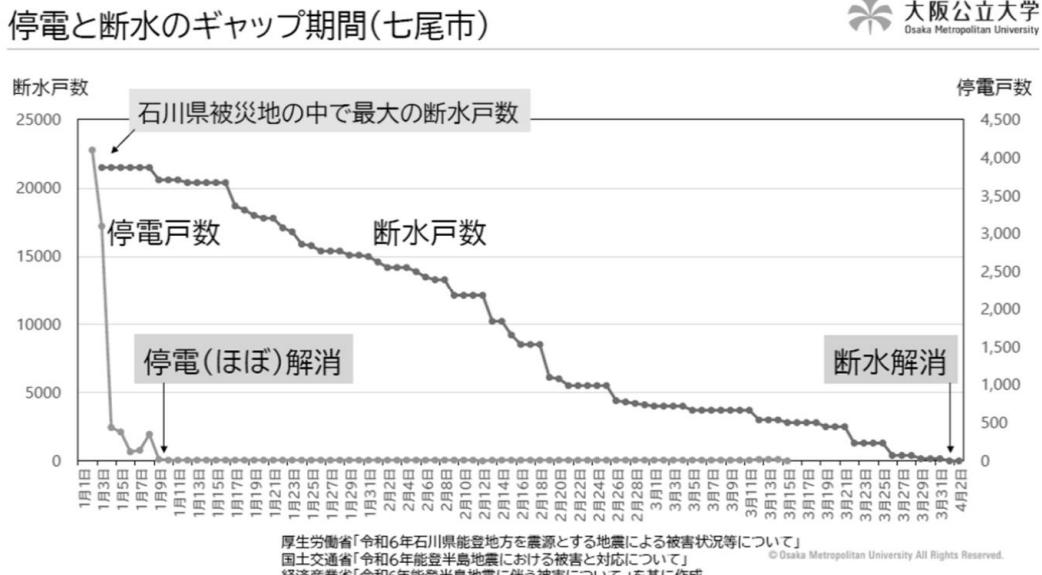


図2-4 停電と断水のギャップ期間（七尾市）
参考文献 遠藤崇浩（2024）令和6年能登半島地震における災害時地下水利用

<災害時の活用に備えた普段利用の重要性>

- ・令和6年能登半島地震では、普段から井戸や湧水を利用して一部の地域において、自主的に井戸が開放されるなど活用されたが、井戸があっても普段から利用されていない地域では、自衛隊や行政の給水に頼るなど地域によって対応に差異が見られた。
- ・井戸水も普段から利用していないと、目詰まりなどを生じて井戸内に水が停滞し、水質が悪化する場合があるため、普段から井戸水を利用して、井戸内に新鮮な地下水が流入できる状態を目指し、いざという時に備えておくことが望ましい。

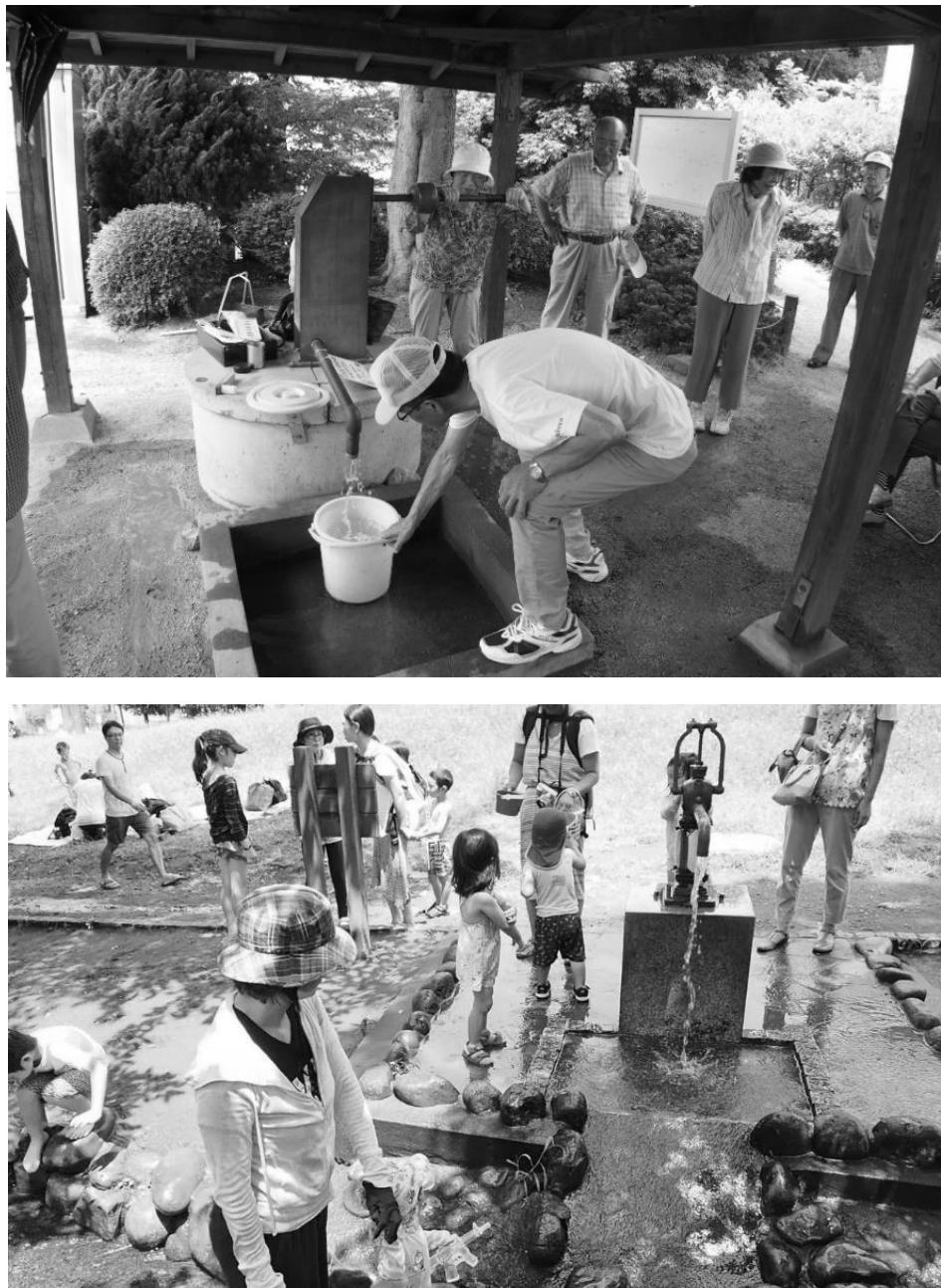


図2- 5 災害用井戸における常時活用の事例

上：地元自治会による植樹への水やり、公園清掃への活用（東京都国分寺市）
下：災害用井戸で水遊びをする子供たち（東京都西東京市）

第3章 地下水利用にあたっての事前検討

3.1 災害用井戸の配置

災害用井戸の配置に当たっては、被害想定や地域防災計画で位置付けられている応急給水槽・給水所の水量・配置等の情報をもとに、災害時の水の需給バランスを考慮して、必要性の高い地区を抽出した上で、検討することが望ましい。

【解 説】

- ・災害用井戸の配置（災害用井戸登録候補地の検討を含む）を考える場合、人口分布や高齢者の居住率、企業や工場の立地、自治体の給水地点など留意すべき事項は多岐にわたるが、何を重視するかは地域によって様々である。
- ・各地域の被災想定や地域防災計画における応急給水の目標水量、現状で整備されている応急給水槽、給水所等非常時給水施設の配置や水量等を踏まえて、補助的な水源として効果的な配置にすることが望ましい。
- ・避難所等の防災拠点施設との位置関係や、住民が手で水を運べる距離（約200m）を考慮して、災害用井戸の配置を検討することも有効である。

表3-1 熊本市地域防災計画における応急給水の目標水量

地震発生からの日数	給水量の目安	用途
地震発生～3日間	3リットル/人・日	飲料水（生命維持）
10日目まで	20リットル/人・日	飲料水+炊事等（最低生活維持）
21日目まで	100リットル/人・日	上記+洗濯水等（制限はあるが生活可能）
28日目まで	ほぼ通常生活	自宅での入浴等

熊本市地域防災計画 令和6年度（2024年度）版 本編 第2部自然災害対策

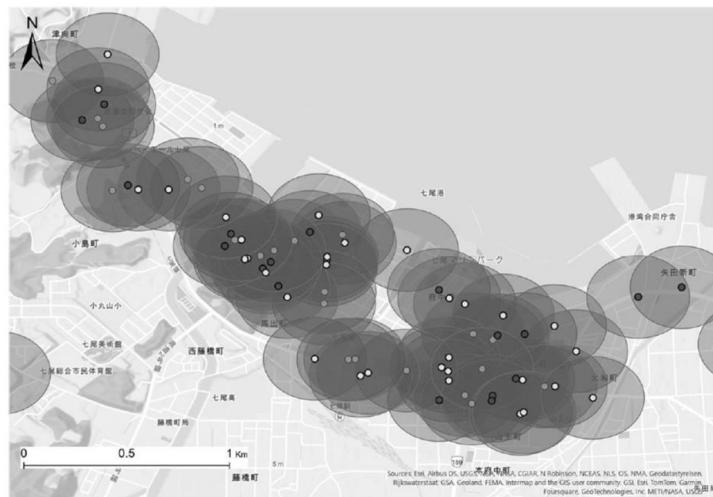


図3-1 七尾市における半径給水カバーエリア

参考文献 遠藤崇浩（2024）令和6年能登半島地震における災害時地下水利用

3.2 既設井戸・湧水等の把握

災害用井戸制度の取組を始めるに当たり、あらかじめ既設井戸や湧水を把握しておくと、災害用井戸の候補地の絞り込み等に有効である。また、指定避難所の補助的な水源として災害用井戸の配置を検討している場合等においても、有用な情報となる。

なお、既設井戸及び湧水は、行政内部の既存情報や公開情報、また自治会等地域への聞き取り等により把握を行う。

【解説】

- ・地下水動態調査等技術的な検討を行った上で、必要な場所に新たに災害用井戸を整備することも重要であるが、既設井戸を事前に把握し、登録・協力要請を行うことで、効率的に災害用井戸の取組を進めることができる。
- ・まずは、既設井戸や湧水の存在を把握し、活用の可能性について検討することが効果的である。
- ・行政内部にある情報や一般に公開されている情報を活用して既設井戸や湧水に関する情報を整理した上で、地域への聞き込み等を行う。なお、現在利用していない井戸であっても、災害時に利用できる可能性があるため、位置等を把握しておくことが望ましい。
- ・地域への聞き込みを行う場合には、自治会・自主防災組織等を窓口にすると、災害用井戸登録後の平常時の維持管理も含めた円滑な運用に繋がることが期待できる。

表3-2 地下水に関連して活用し得る既存情報及び公開情報

種別	方法等	概要
庁内情報	上水道及び環境関係部局への確認	水源や水質管理等に関する情報
	保健所への確認	飲用井戸の水質等に関する情報
	消防関係部局への確認	水源等に関する情報
	井戸の届出に関する記録の確認	地下水関係条例に基づく井戸関係情報 ※地下水関係条例を制定し、届出等を課している場合
行政情報	地下水概況調査	地下水の水質汚濁状況等に関する情報 ※都道府県が、地下水の水質汚濁に関して監視している場合
	水道地図 (水道現況図)	地下水等水源に関する情報 ※関係都道府県が水道給水区域等を地図で整理している場合
公開情報	国土数値情報	全国地下水資料台帳調査に関する公表情報 ※図3-2参照
	旧版地形図	国土地理院の公表情報 ※昔から続いている集落には井戸の分布が期待できる
	国土地盤情報検索サイト	公共事業におけるボーリング柱状図等地盤情報に関する公表情報 ※図3-4参照、帶水層となり得る地層（砂礫層、砂層など）の深度分布を確認することができる
その他	公共工事時の情報	大規模な公共事業において、地下水への影響調査が行われている場合がある
	民間企業の保有情報	井戸掘削工事や水質調査等を生業としている企業が地域の地下水に関する情報を有している場合がある

<事例>

- 過去の災害発生時に、聞き取り調査による既設井戸の把握調査が行われている例がある。

表3-3 聞き取りによる既存井戸の把握例

契機	内容
東日本大震災	市のHP、防災パンフレット、広報紙（2回/月）、防災訓練でのあらゆる機会を通じて、市民に地域内の井戸情報の提供を依頼し、300を越える井戸を確認
東日本大震災	市地下水保全対策協議会のネットワークを活用し災害用井戸の候補井戸を確認
熊本地震	条例による届出情報を活用し、災害時企業協力井戸候補地を確認
西日本豪雨	自治会と連携し情報収集し2754基の井戸を確認

参考文献 遠藤崇浩（2023）非常時地下水利用指針（案）を加工して作成

【国土数値情報】

深井戸（概ね30m以深）を対象に、井戸掘削時に得られた地質及び帶水層等の情報を全国規模で集約して、とりまとめたものが公表されている。

公開中のデータは、詳細な位置情報が掲載されていないが、井戸の有無、帶水層の深さ等、事前検討において参考になる。

（問合先：国土交通省 地理空間情報課）

○井戸の諸元情報

- 位置
- 用途
- 構造
- (口径, スクリーン位置)
- 帶水層
- 揚水量
- 水位
- 地質 (土質柱状)
- 水質
- 水温

全国地下水資料台帳データ

新規に掘削された井戸情報を
継続的に追加更新

図3-2 国土数値情報（全国地下水資料台帳調査）

https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/f9_exp.html

3.3 新設井戸の検討

災害時の給水計画上、給水施設から遠い地区や災害用井戸の候補となる既設井戸がなく十分な水量が確保できない空白地帯などにおいては、新たに井戸の整備を検討することが望ましい。

なお、地下水に関する既存資料等から地域の地下水の実態を概略的に把握した上で、新設井戸を検討することが望ましい。

【解説】

- ・規模の大きい地下水盆を有している地域に属している場合、その地下水盆の特性などが既存の文献（図3-3 日本の地下水）などで確認できる。
- ・公開されている地質調査データ（図3-4 国土地盤情報検索サイト）をもとに、土質構成（砂礫層、砂層など）から帶水層の深度分布を想定することができる。
- ・浅井戸（手押しポンプ併用）の場合には深度7m以内に、帶水層となり得る地層（砂礫層、砂層など）が分布するかどうかが目安となる。
- ・地下水は地域の水文条件や地形地質に起因し、偏在性に富む資源であるため、本格的に検討を進める場合など必要に応じて、専門業者へ依頼する。
- ・なお、事前防災として新設井戸の検討を行うだけでなく、災害発生により断水が長期化し、上水道が復旧するまでの間、水を確保することが必要な場合等において、新たに井戸整備を検討することも有用である。
- ・なお、新規で井戸を設置する場合、都道府県へ届出が必要な場合があるので留意する。

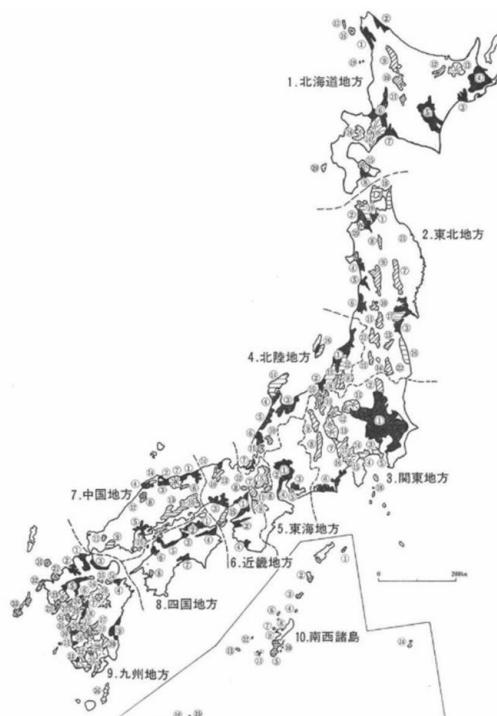


図3-3 日本の地下水（農業用地下水研究グループ）

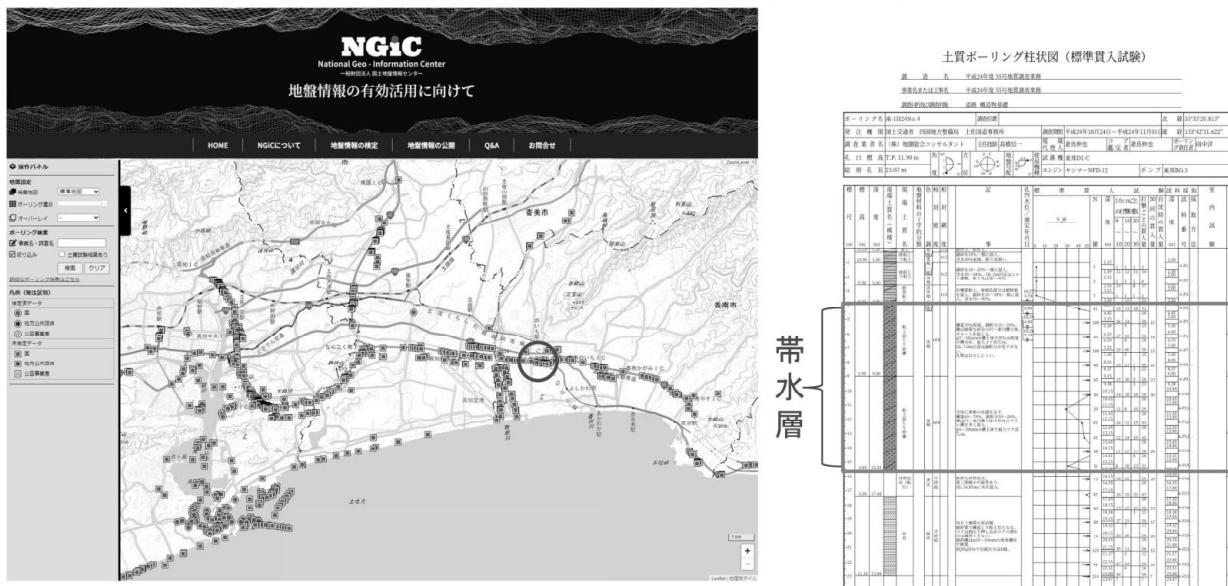
地下水マネジメント推進プラットフォーム（内閣官房水循環政策本部事務局）より
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/guide/reports/report.html>

表3- 1 地域の地下水分布等を把握するのに有用な資料の例
(地下水マネジメントの手順書 技術資料編 (2019) (内閣官房水循環政策本部事務局))

分類	資料名	発行／提供元
書籍	日本の地下水	農業用地下水研究グループ「日本の地下水」編集委員会、地球社
	地下水要覧	地下水要覧編集委員会、山海堂
地図	水文環境図	産業技術総合研究所地質調査総合センター https://www.gsj.jp/Map/JP/environment.html (CD 販売)
	水理地質図	
	地下水マップ (水基本調査)	国土交通省国土政策局国土情報課 http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/w_national_map_cw.html
	20万分の1 土地分類基本調査	国土交通省国土政策局国土情報課 http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_20-1.html
	20万分の1 日本シームレス地質図	産業技術総合研究所地質調査総合センター https://gbank.gsj.jp/seamless/seamless2015/2d/
データベース	国土地盤情報検索サイト「KuniJiban」	国土交通省 http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/tikasui_management/pdf/tikasui_tejunsho_gijutsushiryou.pdf

国・地方公共団体等が把握している柱状図(地質情報)の公表事例：国土地盤情報データベース



高知平野における地質(柱状図)情報の例

出典:国土地盤情報データベース(<https://ngic.or.jp/>)

15

図3- 4 国土地盤情報検索サイト「KuniJiban」による柱状図の表示例

<https://www.cas.go.jp/seisaku/gmpp/about/reports/pdf/jittai-0601.pdf>

3.4 井戸工事の流れ

井戸工事を行う場合、施工条件（地形、地質、地域事情等）により工事方法や工事期間、工事費用が大きく異なる。現地の施工条件を踏まえて事前検討を行うことが重要である。

なお、施工条件によるが、一般的に浅井戸の工事期間は、10～14日間程度が目安である。

【解説】

- ・井戸の掘削深度や掘削方法に応じて、工事期間や工事費用が大きく変化する。
- ・工事周辺環境により、振動、騒音対策等の配慮が必要となる場合もあることから、事前に現地状況を確認の上で検討することが必要である。
- ・浅井戸（手押しポンプ併用）の場合には深度7m以内に地下水位が認められるかどうかが目安となる。
- ・井戸の水質を把握するには「水質試験」が別途必要となる（約2週間～1ヶ月）。

施工条件によるが、深度30m程度の浅井戸の場合には、10日～14日程度が目安

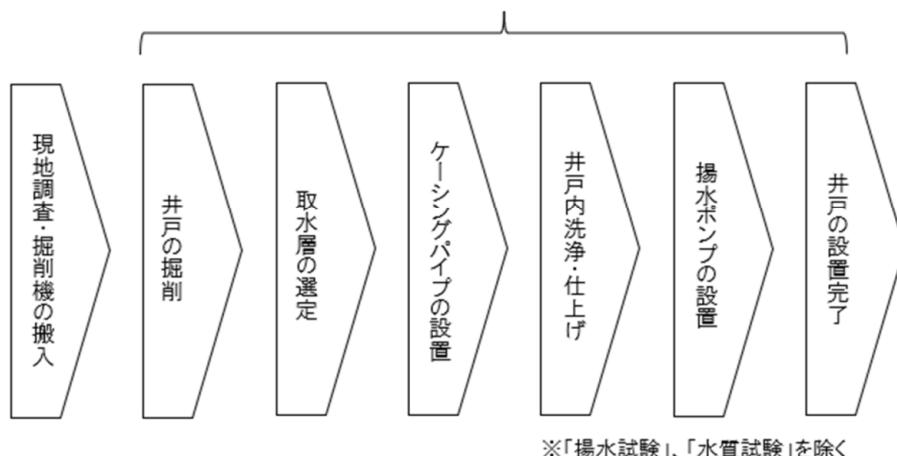


図3-5 井戸工事の流れ

表3-2 井戸工事の手順と留意点

作業工程	留意点
現地調査・掘削機の搬入	掘削機が搬入できるか、作業スペースが十分であるか確認する 井戸掘削機を搬入し、掘削現場で組み立てる
井戸の掘削	地層を崩壊させないよう、地下水が出るまで鉛直に掘り進める
取水層の選定	掘削時に得られる掘りくずや、湧水の有無を記録する 最終的に電気検層などを実施して、良好な帶水層を把握する
ケーシングパイプの設置	帶水層部分にスクリーンを設けたケーシングパイプを入れる ストレーナーの保護・貯水のため、井戸穴とケーシングの間に充填砂利を入れる
井戸内洗浄	ポンプ、コンプレッサーなどを使用し井戸を洗浄する 底に溜まった土砂を除去する
揚水ポンプの設置	井戸水を汲み上げるため、井戸の水位・水量に合ったポンプを設置する

【参考】

・井戸工事に要する概算費用

井戸の新設に要する費用は、井戸の規模（大きさ、深さ）や掘削方法、施工条件等によって大きく異なる。

井戸工事の掘削単価

1. 施工対象：ボーリング井戸工事（浅井戸）
2. 工事概要：Φ200mm掘削、Φ125mm V P管仕上げ
3. 掘削方法：ロータリー式掘削工法
4. 対象地質：砂質土、礫混じり土
5. 取水深度：平野部 30m程度
6. 掘削単価：【0～30m位まで】100,000円/m前後（直接工事費）

※工事一式に対しての1m当たりの単価

- ・掘削工事費、ケーシングパイプ等材料費は含むが、揚水ポンプ及び電気工事費用は含まない
- ・掘削径、地質状況、作業内容等により大きく異なる
- ・また、市街地での工事等施工状況により、別途環境対策（騒音・振動対策等）費用が必要な場合がある

第4章 災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領の策定

4.1 取扱要領策定の必要性

災害時の地下水等活用の推進を図るため災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領を策定し、災害用井戸・湧水の普及推進を図るとともに、井戸水の提供に関わる事故が発生した場合の管理責任の所在について明らかにするためにも取扱要領を定めるものとする。

【解説】

- 取扱要領には、目的、登録要件、登録の手続き方法等、地域の状況を踏まえた必要な項目を定めるものとする。
- なお、井戸水や湧水の提供に関わる事故が生じた場合に所有者の責任が問われないようにするためにも、取扱要領を策定しておくことが重要である。

表4-1 取扱要領の基本項目と策定する上でのポイント

項目	ポイント
目的	・生活用水を対象とする
登録要件	・地域の状況等を踏まえて登録要件を検討し、取扱要領に定める ・水質基準を設ける場合には、登録要件に「水質は原則別表に定める水質基準を満たすこと」等を記載する必要がある
登録の手続	・登録の意思がある井戸・湧水所有者からの申請書による申出を求め、市区町村長が内容審査の上、登録決定通知を行う ・登録時において、市区町村が現地を確認することに努める
利用者の遵守事項	・災害時の第三者による利用時間を検討の上、設定する (取扱要領策定例では、原則日中のみとしている)
登録期間	・災害時に活用できる状態にあるか把握するためにも、登録期間を設ける
登録内容の変更	・登録内容に変更が生じた場合は、井戸・湧水所有者からの変更申出書による申出を求め、市区町村長が内容確認の上、登録変更通知を行う
登録の解除	・井戸・湧水所有者に登録解除の意思が生じた場合は、井戸・湧水所有者からの解除申出書による申出を求め、市区町村長が内容確認の上、登録解除通知を行う ・市区町村長が災害用井戸・湧水として適当でないと認めた場合は、市区町村長が登録を解除できるものとする

4.2 登録要件

登録要件は、①災害時に原則無償で井戸水・湧水を提供できること、②井戸の所在地など必要な事項の情報提供ができることが挙げられる。

必要に応じて、登録要件を追加する。

【解説】

- ・災害用井戸は、地域の共助の精神に基づくものであり、井戸所有者が日常使用されている井戸の水を、災害時に広く役立てるため、無償で提供していただくことを原則とする。
- ・情報の公表には様々な方法が考えられるが、地域の状況にあった方法を採用する。（「4.7 個人情報の公表」、「4.10 周知（公表）方法」参照）
- ・現状で明らかに危険な井戸や汚染のある井戸については、災害用井戸として適していないため、除外する。
- ・地域の状況等を踏まえ、必要に応じて、登録要件を加えるものとする。
- ・なお、現在使用されていない井戸であっても、災害時には十分利用できる可能性もあるため、事前に位置等を把握しておくことが望ましい。

(補足)

- ・災害用井戸は、災害時に誰もが利用できるよう、屋外に井戸や給水蛇口が設置されている箇所が望ましいが、所有者の同意が得られるのであれば、屋内にある井戸も対象とする。
- ・井戸の深さに制約はないが、一般的に深い井戸の方が揚水量をより多く確保できる傾向にある。
- ・電動ポンプを動力としている井戸では、停電時に発電機を使用しないと地下水を汲み上げることができないが、最近では停電時に備えて、手押しポンプを併設する箇所も増えている（図4-1）。

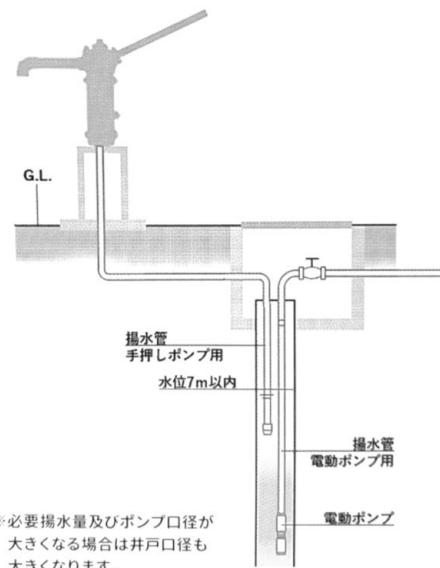


図4-1 井戸の構造図（電動ポンプと手押しポンプの併設事例）

一般社団法人 全国さく井協会 北陸支部「防災井戸」パンフレット

(湧水を登録する際の留意点)

- ・民間の井戸に比べて普段から水汲みに利用され、広く認知されている地域の湧水は、停電時にも利用できる有用な水源である。これら湧水も災害時の備えとして登録し、住民に周知しておくことが望ましい。
- ・なお、湧水を登録する際には、以下に留意する必要がある。
 - > 市区町村内に存在する湧水であり、誰もが安全に立ち入り利用できること
 - > 周囲に湧水を汚染するものがないこと
 - > 土砂災害警戒区域内等では、豪雨時の利用を制限することや、湧出部から下流へと配管を敷設する等、安全な給水環境を確保すること



図4-2 地すべり対策水抜孔から配管を敷設し、生活用水に活用した例（石川県珠洲市）

4.3 水質の目安

飲用を目的とする場合は水質基準の設定が必要であるが、本ガイドラインでは生活用水を対象としているため、厳密な水質基準を求めない。

【解説】

- ・飲用を目的とする場合には水質基準を設ける必要があるが、本ガイドラインでは、洗濯、風呂、トイレ、掃除等の生活用水を対象としているため、厳密な水質基準を求めない。
- ・令和6年能登半島地震の一部被災地では、地震発災により井戸水の水質が変化している可能性もあったが、それまで飲用していた井戸水であっても飲用とはせず、不足していた生活用水を賄う手段として近隣住民に活用されるなど、非常に有用であった。
- ・口に入る可能性のある場合（炊事用（料理及び食器洗い）、洗面用、入浴等）と、それ以外の場合において、水質基準項目を区別している事例もみられる。
- ・鉄分が多い場合等は、洗濯物の着色や洗濯機、風呂釜等の腐食や故障に繋がる可能性もあることから、表4-2に挙げた項目を水質基準として設定している事例もある。
- ・なお、災害後には濁りや水質の変化を生じる場合もあることから、緊急的な点検を行うことが望ましい。（「5.2災害発生時の対応」参照）

(補足)

- ・飲用のほか、炊事用や洗面用など人の口に入る場合には、各自治体の井戸等利用の衛生管理に関する要綱や国の『飲用井戸等衛生対策要領』等を確認の上、水質分析（水道法に基づく水質基準51項目や、各自治体の井戸等利用の衛生管理に関する要綱に基づく検査など）を実施することを推奨する。

表4-2 洗濯物への着色などを留意した場合の水質検査事例

水質項目	判断の目安
pH	大きく酸・アルカリにふれていないもの
臭気	異常がないこと
色度	極端に色がついていないもの
濁度	極端に濁っていないもの

（参考：飲用の場合）

○水道水質基準

水道法第4条に基づく水質基準（51項目）は、「水質基準に関する省令」により、定められている。水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道法により、水道事業体等に検査の義務が課されている。

環境省 水質基準項目と基準値（51項目）

https://www.env.go.jp/water/water_supply/kijun/kijunchi.html

○飲用井戸等衛生対策要領

飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道については、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について（通知）」に基づき、（一般細菌等9項目+周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目）を行うこととされている。

飲用井戸等衛生対策要領の実施について（R1改正、国土交通省・環境省通知）

<https://www.mlit.go.jp/common/830005546.pdf>

4.4 登録の流れ

災害用井戸・湧水の登録は、登録意思のある井戸・湧水所有者からの申請に基づき手続きを行う。また、井戸所有企業との協定締結を積極的に進めることも重要である。

＜登録の基本的な流れ＞

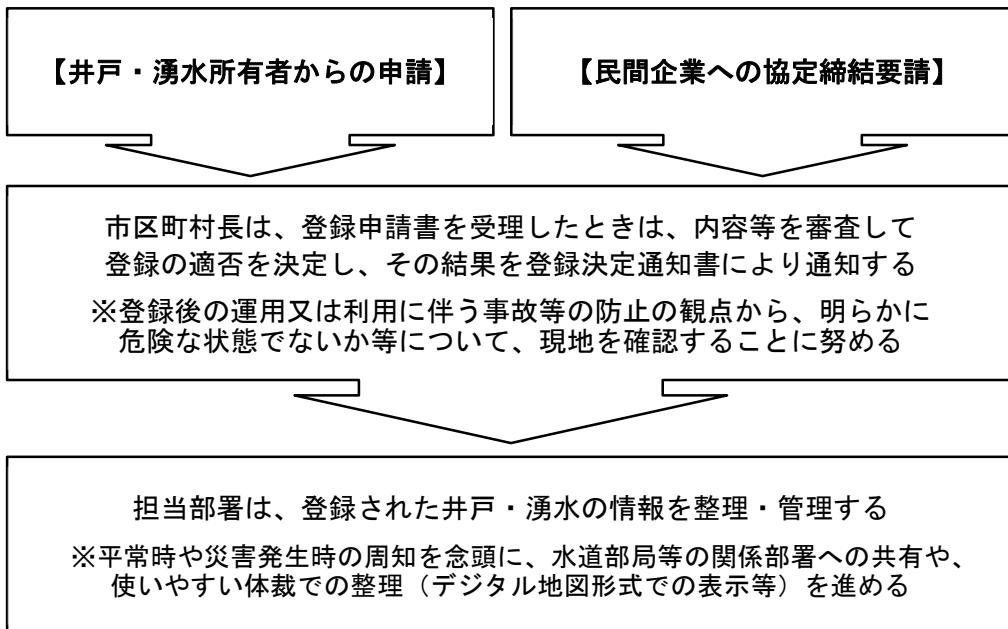


図4-3 登録の基本的な流れ

＜登録申請書の作成＞

- 登録の手続きにおいては、以下の記入項目を参考に、申請書を作成する。
- 災害用井戸・湧水の用途として、飲用を想定する場合は、確認項目に留意が必要である。

表4-3 登録申請書記入項目例

項目	概要
申請者に関する情報	氏名・住所・連絡先 等
井戸・湧水の所在に関する情報	設置位置、数量 等
井戸・湧水の仕様に関する情報	井戸の設備 等
その他の情報	情報公開・利用者の立ち入りに関する同意 等

(補 足)

- 申請を行う井戸所有者は、土地の所有者である場合、井戸の設備の所有者である場合及び土地・井戸の設備の所有者である場合がある。
- 登録期間を失念しやすいため、登録期間を記載した登録看板や登録シールを準備するなどの工夫も望ましい。
- なるべく登録数を増やせるよう、更新時にも積極的に井戸・湧水所有者に継続依頼・協力要請を行うことも重要である。
- 災害時の生活用水等の水利用や応急給水活動が円滑に実施できるよう、災害用井戸・湧水の情報を、平常時から水道部局等とも共有しておくことが望ましい。

4.5 登録期間、登録の更新

災害用井戸・湧水の登録には登録期間を設けるものとする。

必要に応じて登録された井戸・湧水所有者に対し、有効期限内に更新意思の有無等を確認する。

【解説】

- ・災害用井戸・湧水の登録要件が維持されているか、災害時に活用できる状態にあるか市区町村が把握するためにも、登録期間を設けるものとする。
- ・市区町村は、新規登録及び登録更新時に井戸・湧水及びその周辺状況など現地を確認することに努める。

表4-4 登録期間、登録の更新に関するポイント

登録期間	<ul style="list-style-type: none"> ・登録期間を2～3年程度としている事例がみられる ・市区町村長は、必要に応じて登録された井戸・湧水所有者に対し、有効期限内に更新意思の有無等を確認する ・また、更新意思の確認時等に、登録要件を満たさないことを確認した場合、井戸・湧水が譲渡されている場合、又は井戸・湧水所有者に登録期間の更新の確認ができなかった場合を除き、登録の満了する日からさらに登録期間を更新する仕組みづくりが望ましい
------	--

4.6 登録内容の変更、登録の解除

必要に応じて井戸・湧水所有者から、登録内容変更の申出及び登録解除の申出を求めることがある。

登録内容の変更、登録の解除は、登録を受けた井戸・湧水所有者からの申出がなされた場合のほか、災害用井戸・湧水の目的である井戸等における生活用水の確保が困難となった場合に、市区町村長が変更・解除の通知を行うこととする。

＜登録の変更、登録の解除＞

- ・井戸・湧水所有者は、登録申請書の記載内容に変更が生じた場合は、登録変更申出書により市区町村長に申し出るものとする。また、登録解除の意向が生じた際には、登録解除申出書により市区町村長に申し出るものとする。
- ・市区町村長は、登録変更申出書又は登録解除申出書を受理したときは、内容等を確認して、その結果を登録変更通知書又は登録解除通知書により、井戸・湧水所有者に通知を行う。
- ・なお、災害用井戸・湧水として適当でないと認めた場合等において、市区町村長が登録を解除できるものとする。

＜登録解除の要件＞

- ・井戸・湧水所有者は、次に掲げる場合は、登録解除申出書により、市区町村長に申し出るものとする。

- (1) 井戸・湧水を廃止した場合
- (2) 井戸・湧水の使用を停止した場合
- (3) 井戸・湧水を譲渡した場合
- (4) 災害時に井戸水・湧水を近隣住民に提供することができなくなった場合

- ・市区町村長は、次に掲げる場合は、井戸・湧水の登録を解除することができるものとする。

- (1) 登録者から解除の申出があった場合
- (2) 登録要件を満たさなくなった場合
- (3) その他市区町村長が災害用井戸・湧水として適当でないと認めた場合

- ・市区町村長は、災害用井戸・湧水の登録を解除する場合は、登録解除通知書により井戸・湧水所有者に通知する。

4.7 個人情報の公表

災害用井戸・湧水の利用に当たっては、発災後に不特定多数の住民等が訪れる事となるため、井戸・湧水所有者から、井戸・湧水の位置情報等を公表することについて、事前に了承を得ておくものとする。

【解説】

- ・災害用井戸・湧水についての位置情報は、近隣住民にとって災害時の地下水利用に際して重要な備えとなる。
- ・災害用井戸・湧水の位置情報等の公表には様々な方法があるため、発災時に有効な方法かつ、地域や所有者の了承を得やすい方法を採用することが望ましい。

表4-5 災害用井戸・湧水登録に際して必要となる個人情報

登録申請時 登録変更時 登録解除時	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、連絡先 ・井戸・湧水の所在に関する位置情報 等
-------------------------	---

4.8 取扱要領の策定例

災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領の策定例を示す。

なお、取扱要領に水質基準を加える場合には、追記する必要がある。

【作成例】

災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、災害発生に伴い水道が断水状態になった場合に備え、洗濯、風呂、トイレ、掃除等の生活用水を確保するため、市区町村内にある井戸及び湧水を所有者の協力により災害用井戸・湧水として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 災害用井戸・湧水の登録要件は次のとおりとする。

- (1) 災害時に水の無償提供が可能であること
- (2) 井戸・湧水の位置情報を公表することが可能であること

(登録の手続)

第3条 登録の意思がある井戸・湧水所有者は、災害用井戸・湧水登録申請書に必要な事項を記載し、市区町村長に申し出るものとする。

2 市区町村長は前項の登録申請書を受理したときは、内容等を審査して登録の適否を決定し、その結果を井戸・湧水所有者（申請者）に、災害用井戸・湧水登録適否決定通知書により通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 災害用井戸・湧水の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害用井戸・湧水の第三者利用は災害時に限られ、利用時間は井戸・湧水所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (2) 災害用井戸・湧水の利用は、井戸・湧水所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

(登録期間)

第5条 登録期間は、災害用井戸・湧水登録決定通知書の通知日から〇年とする。

2 市区町村長は、必要に応じて、登録された井戸・湧水所有者に対し、更新の意思の有無等を確認するものとする。

3 更新の意思の確認時等に、第2条の登録要件を満たさないことを確認した場合、井戸・湧水が譲渡されている場合、市区町村長が災害用井戸・湧水として適当でないと認めた場合又は井戸・湧水所有者の登録期間更新の意思を確認できなかった場合以外は、登録の満了する日からさらに〇年間登録期間を更新することができる。

(登録内容の変更)

第6条 災害用井戸・湧水登録申請書の記載内容に変更が生じた場合、井戸・湧水所有者は、

災害用井戸・湧水登録（変更）申出書により市区町村長に申し出るものとする。

- 2 市区町村長は前項の災害用井戸・湧水登録（変更）申出書を受理したときは、井戸・湧水所有者（申請者）に、災害用井戸・湧水登録（変更）通知書により通知するものとする。

(登録の解除)

第7条 井戸・湧水所有者は、次に掲げる場合は災害用井戸・湧水登録（解除）申出書によ

り、市区町村長に申し出るものとする。

- (1) 井戸・湧水を廃止した場合
- (2) 井戸・湧水の使用を停止した場合
- (3) 井戸・湧水を譲渡した場合
- (4) 災害時に井戸水・湧水を近隣住民に提供することができなくなった場合

2 市区町村長は、次に掲げる場合は、災害用井戸・湧水の登録を解除することができる。

- (1) 前項の規定による申出があった場合
- (2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合
- (3) その他市区町村長が災害用井戸・湧水として適当でないと認めた場合

3 市区町村長は、前項の規定により災害用井戸・湧水の登録を解除する場合、災害用井戸・湧水登録（解除）通知書により井戸・湧水所有者に通知するものとする。

(免責)

第8条 災害用井戸・湧水の利用により、利用者の身体又は財産に被害が生じた場合、井戸・

湧水所有者の故意による場合を除き、井戸・湧水所有者はその責任を負わないものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市区町村長が定める。

附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

災害用井戸・湧水登録申請書

年　月　日

(宛先) ○○市区町村長

住 所
 申請者 氏 名
 連絡先

下記の井戸・湧水について、「災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領」（以下「要領」という。）第3条の規定により要領第2条各号の要件を満たす井戸・湧水として、災害用井戸・湧水の登録を申請します。

また、要領第6条第1項の規定に基づき、登録した災害用井戸・湧水の登録内容が変更となる場合又は要領第7条第1項の規定に掲げる場合については、登録（変更・解除）申出書を速やかに市区町村長に提出します。

申請対象	<input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 湧水
所在地	
井戸の設備	<input type="checkbox"/> 手押しポンプ <input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド <input type="checkbox"/> 釣瓶 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利用可能時間	
所有者	住所
	氏名
<input type="checkbox"/> （災害時に）井戸・湧水の所在地を公表することに同意します。 <input type="checkbox"/> 災害時に地域住民等が井戸・湧水の提供を受ける際に、所在地に立ち入ることに同意します。	

※望ましい添付書類

- ・設置場所の位置図・写真

様式第2号（第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

(申請者)

様

○○市区町村長

災害用井戸・湧水登録適否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました災害用井戸・湧水の登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 災害用井戸・湧水に登録しました

申請対象	<input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 湧水
登録番号	
所在地	
井戸の設備	<input type="checkbox"/> 手押しポンプ <input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド <input type="checkbox"/> 釣瓶 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利用可能時間	
所有者	住所
	氏名

登録決定条件

「災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領」（以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、登録した災害用井戸・湧水の登録内容が変更となる場合又は要領第7条第1項の規定に掲げる場合については、登録（変更・解除）申請書を速やかに市区町村長に提出してください。

2. 災害用井戸に登録できませんでした

理由

（例）登録申出のありました井戸・湧水につきまして、内容を審査しましたが、災害用井戸・湧水としての登録要件を備えていないものと判断しました。

様式第3号（第6条第1項、第7条第1項関係）

災害用井戸・湧水登録（変更・解除）申出書

年　月　日

（宛先）○○市区町村長

住　所
申請者　氏　名
連絡先

年　月　日付け 第　　号により登録決定を受けた災害用井戸・湧水の（変更・解除）について、災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領第6条第1項・第7条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

申請対象		<input type="checkbox"/> 井戸	<input type="checkbox"/> 湧水	
登録番号第　　号		<input type="checkbox"/> 変更前	<input type="checkbox"/> 解除	変更後
所在地				
井戸の設備		<input type="checkbox"/> 手押しポンプ	<input type="checkbox"/> 手押しポンプ	
		<input type="checkbox"/> 電動ポンプ	<input type="checkbox"/> 電動ポンプ	
		<input type="checkbox"/> 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド	<input type="checkbox"/> 手押しポンプと電動ポンプハイブリッド	
		<input type="checkbox"/> 釣瓶	<input type="checkbox"/> 釣瓶	
		<input type="checkbox"/> その他（　　　　）	<input type="checkbox"/> その他（　　　　）	
井戸利用可能時間				
井戸の所有者		住所		
		氏名		
変更・解除理由				

※望ましい添付書類（変更後のみ添付）

- ・設置場所の位置図・写真（変更後）

様式第4号（第6条第2項、第7条第3項関係）

第 号
年 月 日

(申請者)

様

〇〇市区町村長

災害用井戸・湧水登録（変更・解除）通知書

年 月 日付けで申し出のありました災害用井戸・湧水の登録（変更・解除）について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定事項		<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除
変更事項	項目	
	内容	<input type="checkbox"/> 変更前 <input type="checkbox"/> 変更後
申請対象		<input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 湧水
登録番号		
所在地		
所有者	住所	
	氏名	
解除理由		

登録変更決定条件

「災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領」（以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、登録した災害用井戸・湧水の登録内容が変更となる場合又は要領第7条第1項の規定に掲げる場合については、登録変更・解除申出書を速やかに市区町村長に提出してください。

4.9 登録協力者の募集

災害用井戸・湧水の登録数を増加させ、その取組の裾野を広げていくことは、災害発生時の避難生活や復旧・復興時に有用な取組となる。そのため、公募に向けた取組や地域への働きかけを積極的・継続的に進めていくことが重要である。

【解説】

- 個人が所有する井戸・湧水を災害用井戸・湧水として登録いただくことは、地域の善意と協力の意思を基本とする取組であり、働きかけにおいては、当該の認識に基づいて進めていく姿勢が重要である。
- 一方、災害発生後に災害用井戸・湧水を活用するためには、位置情報等の必要な情報の適切な発信が重要であり、いわゆる「個人情報」の扱いにおいて、関係部署間で情報共有しておくことも必要である。
- 協力者の募集においては、自治会や自主防災組織と連携し、地域内への呼びかけ、既存井戸の情報収集などを行うことも有効である。

災害用井戸・湧水の協力者を募集します

ご家庭又は事業所の敷地などに井戸・湧水があり、災害時に井戸水を地域の為にご提供いただける方は、ぜひ、ご登録をお願いします。



募集の背景

地震等の災害発生時には、広域的な断水により上水道が復旧するまでに時間を要する可能性があります。そうした事態に備え、地域の井戸・湧水を水道が復旧するまでの代替水源として、可能な範囲で地域の皆さんに提供いただく井戸・湧水を事前に把握しておくものです。

※災害時の利用は「生活用水」を原則とします。

登録の要件

- 災害時に原則無償で井戸水を提供できること
- 井戸の所在地、所有者名など必要な事項の情報提供ができること

登録の流れ

- 申請書の提出（直接持参、郵送、FAX、E-mail等にて）
- 現地確認（現地での立会いをお願いします）
- 災害用（井戸・湧水）登録決定通知書の交付

詳細は、○○ホームページまたは、担当課までお問い合わせください
【○○○○ 担当○○】
住所：○○○○○○
電話・FAX・E-mail： ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○

図4-4 災害用井戸・湧水の登録協力者募集チラシイメージ

4.10 周知（公表）方法

登録した災害用井戸・湧水に関する情報は、災害時に円滑に活用できるよう、平常時から広く住民に周知することが重要である。

【解説】

- ・災害用井戸、湧水の情報を市区町村のHPに掲載する際には、「リスト」表示ではなく、「地図」上へ明記すると災害時に地域住民が利用しやすくなる。
- ・既に公表している市区町村では、住民に紙配布するハザードマップに災害用井戸・湧水を明記する取組や、WebGISを利用した取組が行われている事例もある。
- ・市区町村広報誌や、回覧板での周知も有効であり、その地域にあった周知方法を採用することが重要である。

表4-6 災害用井戸・湧水情報の公表方法例

周知方法	メリット・デメリット
所属する自治会内に限定した公開 例) 回覧板、住宅地図 等	<p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在情報の公表に抵抗感がある井戸・湧水所有者でも比較的合意が得やすい <p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会外の住民は利用できない 情報が更新しにくい 市区町村担当者が発災時の状況を把握しにくい
市区町村のホームページ等で公開 例) ハザードマップ 等	<p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が広く利用しやすい 市区町村担当者が発災時の状況を把握しやすい <p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> 所在情報の公表に抵抗感がある井戸・湧水所有者では合意が得にくい

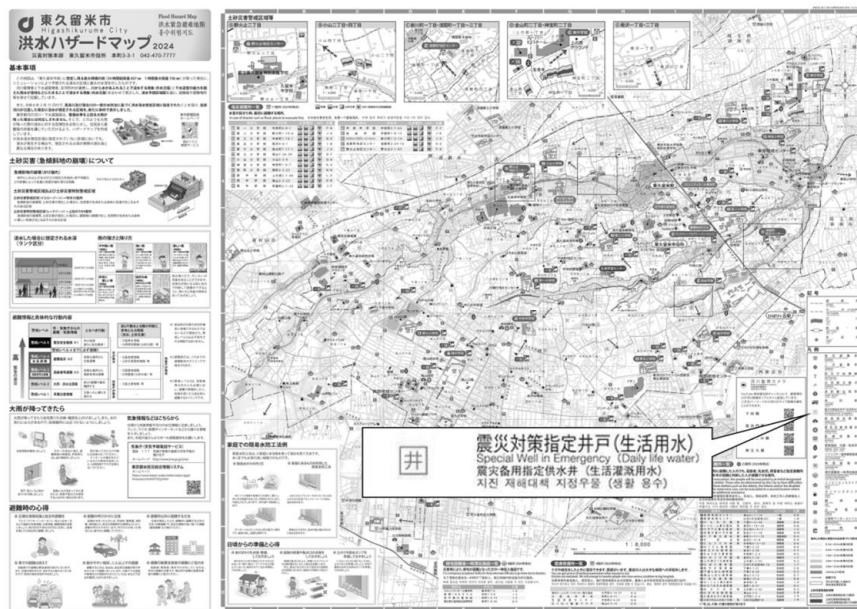


図4-5 ハザードマップに災害用井戸・湧水が示されている事例（東京都東久留米市）

第5章 利用に当たっての留意事項

5.1 平常時の対応

5.1.1 平常時の点検・維持管理

災害用井戸・湧水に登録した井戸等について災害時においても正常に機能し、利用者が安全に利用できるよう、平常時から点検や維持管理がされているか確認することが重要である。

【解説】

- ・井戸そのものは、数十年経過しても、その構造を保っている場合が多いが、給水ポンプや手押しポンプなどの稼働の多い部品は、劣化が早い傾向にあるため、定期的なメンテナンスに努める。
- ・井戸そのものについても、地下水の水位回復が遅くなることや、揚水に伴って砂が多く上がる変化等も見られることがあり、そういった場合には、井戸そのものの洗浄（井戸さらい）などが必要になることがある。
- ・井戸はメンテナンスを行いながら大切に利用することで長期的な利用が可能となり、不具合の早期発見は維持修繕などを最小限で留めることができる。
- ・新たに災害用井戸・湧水の登録を行う場合には、運営又は利用に伴う事故等の防止の観点から、市区町村は井戸が明らかに危険な状況や汚染されている状況にないか現地確認することに努めるとともに、利用に当たっての留意事項の掲示に努める。
- ・登録更新時期等においても市区町村は災害用井戸の維持管理状況を現地確認し、専門業者への相談など経年劣化による必要な措置を災害用井戸・湧水所有者に促すことに努める。

【平常時の点検・維持管理に関する主な視点】

- ・井戸の水位、湧水の水量が保たれているか。
- ・水に濁りや顕著な水質の変化はないか。
- ・ポンプで揚水をした際に、異音がしないか、砂が上がることはないか。
- ・ポンプで揚水をした際に、いつも通り水が汲み上げられるか。
- ・井戸等の周辺の衛生環境が保たれているか など

5.1.2 利用者向け留意事項の周知

災害用井戸・湧水の運営又は利用における災害用井戸・湧水利用者の留意事項を定め、利用者に対して周知することが重要である。

【解説】

- ・市区町村は、災害用井戸・湧水の運営又は利用に伴う事故等のトラブルを回避し、円滑な水供給を行うため、利用者の留意事項を定め、広く周知することが必要である。
- ・これは、災害用井戸・湧水の利用により、利用者の身体や所有する物品に被害が生じた場合に、所有者や市区町村の責任が問われないようにするためにも必要である。
- ・周知の手段は、市区町村のホームページへの掲載、チラシ、現地看板の設置等が考えられるが、地域の実情に応じ、効果的な手段の検討に努める。
- ・所有者に対し、現地において利用者への留意事項を掲示することを促すことも望ましい。

【災害用井戸・湧水利用者への留意事項の例】

- ・井戸水・湧水の提供は、井戸・湧水所有者の善意によるものであり、井戸・湧水所有者の事情により提供を中止する場合もあること。
- ・井戸水・湧水の提供は、災害発生時に限ること。
- ・使用用途（生活用水に限定 等）
- ・利用時間（日中の利用 等）
- ・水を運ぶ容器の準備や持ち帰りは利用者が行うこと。
- ・利用にあたっては、井戸・湧水所有者の指示に従うこと。
- ・多量の井戸水・湧水の使用、井戸・湧水の占有を行わないこと。
- ・井戸以外の敷地や建物に立ち入らないこと。
- ・井戸水の提供を受けた結果、利用者の身体や物品に被害が生じた場合、井戸・湧水所有者の故意による場合を除き、井戸・湧水所有者への責任は問えないこと。

5.2 災害発生時の対応

5.2.1 災害用井戸の緊急点検

災害の発生に伴い上水道の断水が発生し、災害用井戸を利用する際には、緊急的な点検を行うことが望ましい。

【災害発生時における緊急点検の流れ】

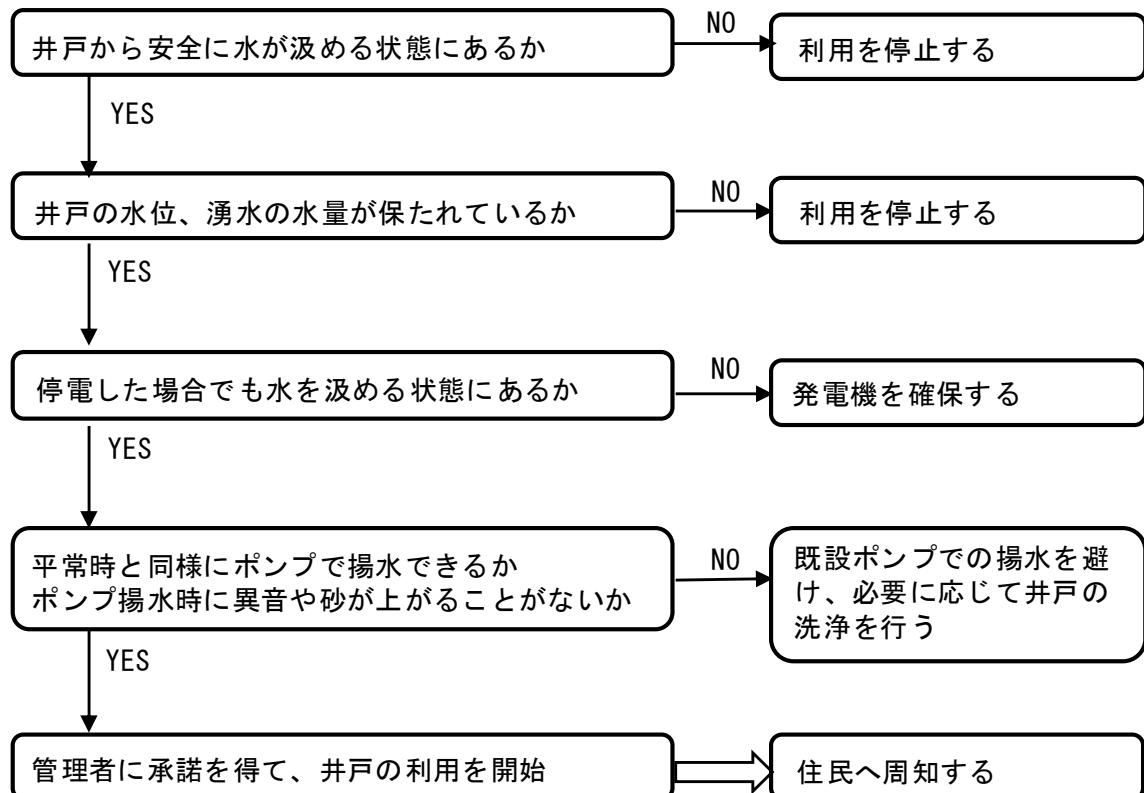


図5-1 災害発生時における緊急点検の流れ

<湧水について>

- 地下水が自然に湧出する「湧水」は、山間の渓流や丘陵地の縁などで多く認められる特徴がある。
- 大規模地震後は地盤が緩み、土砂災害が発生しやすい状況にあるものと認識することが重要であり、利用に際しては、二次災害が発生しないよう、湧出部から下流へと配管を敷設するなど、安全な給水環境を確保するよう留意する必要がある。

5.2.2 災害用井戸・湧水に関する情報発信

災害発生に伴う断水時には、災害用井戸・湧水の利用可否など、地域住民に対する速やかな情報発信を行うことが望ましい。

併せて、利用者への留意事項の周知も行う（「5.1.2 利用者への留意事項の周知」参照）。

<事例>

- 石川県羽咋市では、令和6年能登半島地震発生翌日の1月2日に、防災情報「利用できる井戸水の案内について」のメール（羽咋市安全・安心メール）を市民に発信し、行政と市民が連携して、上水道の代替水源として井戸水の活用を行った。

石川県 羽咋市

本文へ移動 文字サイズ変更 **a**

羽咋市安全・安心メールの掲載履歴

2024年01月02日：利用できる井戸水の案内について

井戸水等の一般開放の提供を頂いた箇所を案内します。
井戸水ですので、トイレの水しか使用できません。ご注意ください。

なお、提供していただいた井戸水は個人もしくは会社の所有になります。
節度をもってご利用をお願いします。

会社提供の井戸水の地図を添付しますので参照ください。

添付ファイルはこちらからご確認ください。
<https://plus.sugumail.com/usr/hakui/doc/517151>

地域整備課上下水道管理係
電話：0767-22-7193
ファクス：0767-22-9643

羽咋市からの防災情報

利用できる井戸水の案内について

井戸水等の一般開放の提供を頂いた箇所を案内します。
井戸水ですので、トイレの水しか使用できません。ご注意ください。

なお、提供していただいた井戸水は個人もしくは会社の所有になります。
節度をもってご利用をお願いします。

会社提供の井戸水の地図を添付しますので参照ください。
地域整備課上下水道管理係
電話：0767-22-7193
ファクス：0767-22-9643

図5-2 緊急水源としての地下水活用事例

石川県羽咋市 防災情報「利用出来る井戸水の案内について」

5.2.3 災害発生時における応急給水

電動ポンプを用いている井戸の場合、停電時は利用できない状態となることに留意が必要である。

水に濁りや顕著な水質変化が生じた場合や、ポンプ揚水時の異音の発生や砂が上がるなど、いつも通り水が汲み上げられない場合には、井戸等の水源そのものの復旧が必要となる場合があることに留意が必要である。

【解説】

- ・平常時には電動水ポンプの利便性が高いが、災害発生による停電時には脆弱性の要素にもなるため、代替電源の確保や手動での併用が可能な構造とするなどの備えが望ましい。
- ・代替電源の候補として「家庭用発電機」と呼ばれる、ガスやガソリンを燃料とする機材を導入することも有効である。
- ・なお、災害発生時に発電機を利用する際は、燃料漏れなどに十分配慮が必要である。また、災害後には燃料確保が困難になる状態も想定されるため、燃料を備蓄しておくことなどの備えも必要である。
- ・井戸の復旧には、井戸そのものの洗浄（井戸さらい）など、専門的な技術が必要であるため、適宜専門業者へ相談する必要がある。

【停電時への備え】

- ・家庭用発電機（ガソリン式、カセットガス式）による給電
- ・インバーターを用いたカーバッテリーからの給電
- ・ソーラーパネルによる給電 など

（補 足）

- ・代替電源の確保等、対応まで時間を要する可能性があるので、利用可能な代替水源から利用することが望ましい。
- ・本ガイドラインでは、生活用水としての利用を想定しており、水質基準を設けていないが、実際に地下水を利用する場合には、地域の状況等も踏まえて、必要に応じて水質検査を実施の上、利用することを推奨する。

第6章 その他

6.1 地下水マネジメントの必要性

地下水を地域の水資源として持続的に活用するためには地下水の保全と適正利用のバランスが不可欠であり、災害時に代替水源として活用するためには、平常時から地下水の実態を把握しておくことが重要である。

【解説】

- ・地下水は、空間的、時間的に偏在する水資源であり、適正な保全と利用のバランスを誤って過度に利用すると、地下水位の低下や地盤沈下、湧水枯渇等を招く可能性がある。
- ・平常時より、地下水位等、地下水の実態を把握するなど、地下水マネジメントに取り組むことが重要である。

<地下水マネジメント推進プラットフォーム>

地下水マネジメントに取り組む地域の悩みは、地下水の賦存量と利用可能量の推定方法といった技術的な部分のほか、地下水協議会の運営、条例づくり、地下水を利用している個人、企業等への指導等のノウハウと多岐にわたっている。

こうした地域の取組を支え、応援していくため、関係省庁、先進的な取組を行っている自治体、大学・研究機関、事業者等の協力を得ながら、地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体を一元的に支援することを目指して、内閣官房水循環政策本部事務局において「地下水マネジメント推進プラットフォーム」の活動を行っており、各種情報を地下水マネジメント推進プラットフォームポータルサイトで紹介している。

なお、現在、運用している地下水データベースに災害用井戸等に関する情報を充実させていく予定である。

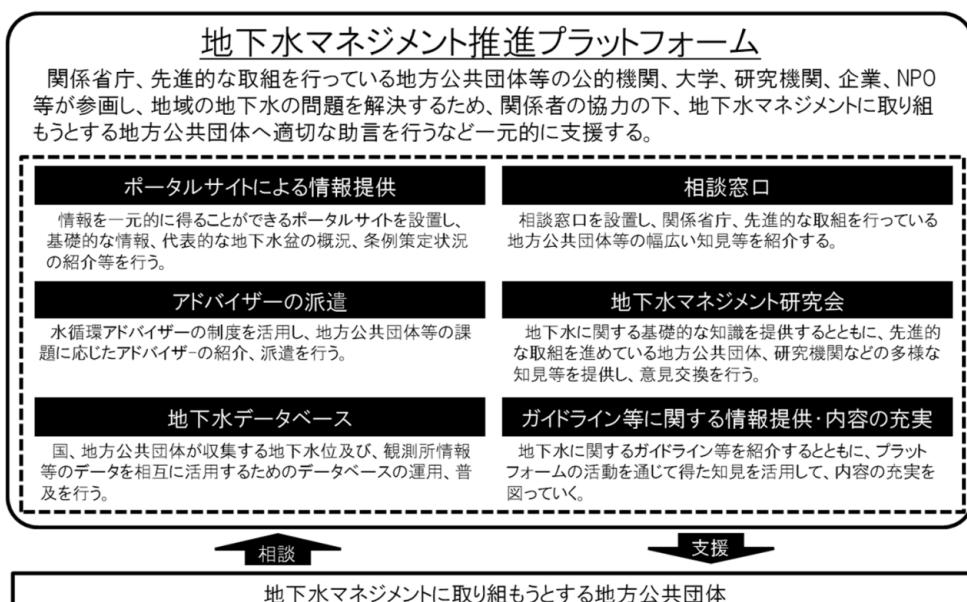


図6-1 地下水マネジメント推進プラットフォームの概要

6.2 普及推進方策事例

自治体が災害用井戸の取組を推進していく方策として、災害用井戸の所有者に対する独自の補助制度を設けている事例がある。

表6-1 災害用井戸登録普及推進方策事例

方策事例	内 容
謝礼金・協力金	<ul style="list-style-type: none"> 登録謝礼金の交付 3,000円/年～30,000円/年など
初期設置費用	<ul style="list-style-type: none"> 災害用井戸工事等助成金として、助成対象経費の2分の1以内、上限25万円を補助 手押しポンプを設置する場合に、10万円を上限に全額補助 取水設備（ポンプ等）を設置する場合に、自主防災組織育成補助金の活用が可能
修理費用	<ul style="list-style-type: none"> 井戸の修理費用について、対象経費の3分の1以内、上限15万円を補助 経年劣化したポンプ本体を交換する場合に、30万円を上限に補助 井戸の修繕及び水質検査に要する費用及び日常の管理に必要な修繕、維持管理及び水質検査に要する費用を補助
水質検査費用	<ul style="list-style-type: none"> 水質検査機関との事前協定に基づき、断水被害後に井戸水の水質検査を無償で実施 登録井戸について、定期的に水質検査を無償で実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> 電動ポンプ井戸を手動井戸に切り替える場合や、手動井戸を併設する際の費用を、7万円を上限に補助

6.3 補助制度

新たに災害用井戸の整備を検討する際の参考として、指定緊急避難場所の機能強化の一環として災害用井戸を整備する場合や、都市公園に井戸を設置する場合等において、活用ができる補助制度について紹介する。

災害用井戸整備に活用できる補助制度

事業名	防災・安全交付金 都市防災総合推進事業
担当部局	国土交通省都市局都市安全課
内容	避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援する事業
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所であること（市町村長が指定することが確実である施設を含む。）。 ② 災害対策基本法第42条第3項に規定されている地区防災計画等の市町村内の一定の地区内の住民等の避難や防災に関する計画に位置付けられていること。 ③ 避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること（既存の指定緊急避難場所の機能の強化を図るために整備するものを含む）。
補助率	補助率：用地 1/3、工事 1/2 ※南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については 2/3
備考	都市防災総合推進事業（国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou Tk_000008.html
事業名	社会資本整備総合交付金 都市公園事業
担当部局	国土交通省都市局公園緑地・景観課
内容	都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園の整備等を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図ることを目的とした事業
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ①都市公園等整備水準要件（公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 m²未満であること等）、面積要件（原則として 2ha 以上）、総事業費要件（市区町村事業は 2.5 億円以上等）を満たす都市公園であること ②施設整備（都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備）又は都市公園の用地の取得を行う事業 <p>※都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設として、井戸が含まれる。</p>
補助率	補助率：用地取得 1/3、施設整備 1/2
備考	公園とみどり補助制度【都市公園】（国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd_parkgreen_fr_000007.html
事業名	都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）
担当部局	国土交通省都市局市街地整備課
内容	災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業
対象事業	<p>市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等</p> <p>【基幹事業】</p> <p>道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業等</p> <p>【提案事業】</p> <p>事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）</p>
補助率	40%
備考	都市再生関連施策（国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi Tk_000012.html

事業名	都市構造再編集中支援事業
担当部局	国土交通省都市局市街地整備課
内容	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業
対象事業	<p>①市町村、市町村都市再生協議会が実施主体となる場合 都市再生整備計画に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援</p> <p>【基幹事業】 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業等</p> <p>【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）</p> <p>【居住誘導促進事業】 住居移転支援、元地の適正管理 等</p> <p>②民間事業者等、都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）が実施主体となる場合 都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備</p>
補助率	50%（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等）
備考	都市再生関連施策（国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html
事業名	学校施設環境改善交付金 防災機能強化事業
担当部局	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
内容	地方公共団体が公立学校等施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付する事業
対象事業	<p>①非構造部材の耐震対策工事（天井材の落下防止工事、設備機器の移動・転落防止工事等）</p> <p>②児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事（ブロック塀等の安全対策工事、転落防止のための柵等の設置工事等）</p> <p>③屋外防災施設の新設に係る工事（備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所等）</p> <p>④自家発電設備の整備（避難所指定校への自家発電設備（据置式に限る。）の設備</p>
補助率	補助率：1/3（下限額～上限額 原則400万円～2億円）
備考	学校施設環境改善交付金（文部科学省HP） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm

災害用井戸整備に活用できる地方債制度

事業名	緊急防災・減災事業〔地方債〕
担当部局	総務省自治財政局地方債課
内容	東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業 (事業期間は令和7年度まで)
対象事業	指定避難所における避難者の生活環境改善に係る施設整備
補助率	充当率：100%、交付税措置：70%
備考	自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き（全体版） https://www.soumu.go.jp/main_content/000794104.pdf

